

災害時における高知県が管理する公共土木施設の
緊急的な被災状況調査の支援に関する協定書

高知県（以下「県」という。）と一般社団法人高知県測量設計業協会（以下「協会」という。）
とは災害時における県が管理する公共土木施設の緊急的な被災状況調査に関し、次のとおり協定
を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南海トラフ地震等の広域的な大規模災害が発生し、県が管理する公共土木
施設が被災した場合などにおいて、緊急的な被災状況調査の遂行に必要な資機材及び人員
等の確保及びその動員の方法を定め、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、県が認定した広域的かつ甚大な災害とする。

なお、この協定は、県の管理する公共土木施設に被害が発生し、県が必要であると認め
る場合に適用されるものとし、その範囲は別紙に定めるとおりとする。

（支援の手続き等）

第3条 県は、緊急的な被災状況調査を協会に要請する場合には、協会に対し書面を交付する。
ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに書面を交付するものと
する。

2 協会は、県から要請があった場合は、速やかに現地へ派遣する協会の会員を把握し、県
に報告する。

3 県は、協会から報告のあった協会の会員について、公共土木施設を管理する土木部の出
先事務所（以下「出先事務所」という。）に通知する。

4 出先事務所は、協会の会員に対して調査内容等について指示する。

5 協会の会員は、調査内容等の指示を受けた場合は速やかに被災状況調査を実施し、出先
事務所に報告する。

（動員体制の確保）

第4条 協会は、本協定に基づく業務を遂行できるよう、前もって必要な資機材及び人員の確保、
動員の方法等について定めるものとする。

（契約の締結）

第5条 出先事務所は、通知のあった協会の会員と遅滞なく契約を締結するものとする。

（費用の負担）

第6条 県の要請により、協会の会員が被災状況調査に要した費用は県が負担する。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結日より令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了
の1ヶ月前までに県、協会いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長す
るものとし、その後も同様とする。

（損害の負担）

第8条 被災状況調査の実施に伴い、県または協会の会員の責に帰さない理由により、第三者に
損害を及ぼした場合、または資機材等に損害が生じた場合、協会の会員は、その事実の発
生後遅滞なく、その状況を書面により県に報告し、その処置について県と協議して定める
ものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、県、協会
が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、県、協会記名捺印の上、それぞれ各1通保有するもの
とする。

令和2年2月25日

県 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高 知 県
知 事

協会 高知市朝倉甲74-1
一般社団法人高知県測量設計業協会
会 長

